

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十五日

奈良県人事委員会委員長 松村二郎

奈良県人事委員会規則第十一号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第一条の三第一項第一号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削る。

第四条第一項中「から」の下に「一斉に」を加え、同項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 次に掲げる職員について、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があると任命権者が認める場合は、前項の規定によらないことができるものとする。

一 交替制によって勤務させる職員

二 計器監視その他危険防止上の必要がある職員

三 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十四年十二月奈良県人事委員会規則第十六号）第七条第三項に規定する裁量勤務研究員

四 特別の形態によって勤務する必要がある職員

五 前各号に掲げる職員のほか、休憩時間を一斉に与えられないことにより、休憩時間の自由利用が妨げられず、かつ、業務の負担が過重なものとならないもの

第四条第三項を削る。

第九条の二第一項中「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削る。

第十一条第一項中「二十日」の下に「（地方公務員法第二十二の三第一項の規定により臨時的に任用される職員（以下「臨時的任用職員」という。））にあつては、一年度について二十日に当該年度内の任期の月数（その期間に一月未満の端数があるときは、これを一月として得た月数）を十二で除した数を乗じて得た日数（その日数に一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）」を加える。

第十二条中「一暦年」の下に「（臨時的任用職員にあつては、一年度）」を、「翌年」の下に「（臨時的任用職員にあつては、当該年度の翌年度）」を加える。

別表第二第九項中「おのおの」を「それぞれ」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。